公 示

第五管区海上保安本部長公示第 44 号

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号)第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年11月18日

第五管区海上保安本部長 鍬 本 浩 司(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1)名 称 高知県安芸土木事務所長
- (2) 住 所 高知県安芸市矢ノ丸1-4-36
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1)区 域 安田海岸、不動海岸、唐の浜海岸 (別添付図のとおり)
- (2)期間 令和7年11月25日から 令和8年2月28日まで (うち3日間)
- 3 水路測量の実施方法 GNSS測量機による測位、音響測深機による測深を実施する。
- 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則 (昭和 25 年運輸 省令第 55 号) 第 6 条に定める標識を掲揚する。 付 図



:測量区域

海上保安庁(JCG)、(C)Esri Japan

出典:海洋状況表示システム (https://www.msil.go.jp/)